

## 聖籠町告示第22号

聖籠町建設工事入札・契約等情報公表実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月23日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町建設工事入札・契約等情報公表実施要綱の一部を改正する告示  
聖籠町建設工事入札・契約等情報公表実施要綱（平成14年聖籠町告示第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「及び」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「公共工事」を「公共工事及び建設コンサルタント等業務」に改め、同項第1号中、「見込まれるもの」を「見込まれる公共工事」に改め、同項第2号中「公共工事」を「公共工事及び建設コンサルタント等業務」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 予定価格が130万円を超えないと見込まれる建設コンサルタント等業務

第2条第2項第1号中「工事」を「公共工事」に改める。

第3条第2項中「工事」を「公共工事及び建設コンサルタント等業務」に改める。

第5条第1項から第5項までの規定中「税務財政課」を「総合政策課」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。